

## 土御門家の家職と天文曆算

梅田千尋

はじめに

家職という語は、たんに家業の世襲をあらわす超時代的かつ比喩的な表現ではない。家職論は、文化史的「家元」論や法制史上の統治原理として指摘された「職分」概念を経て、公儀の承認に基づき近世社会編成の問題として展開した。<sup>1)</sup>

さらに、近世社会において、神職・神事舞太夫・陰陽師・相撲取といった諸集団への「許状」や補任、官位の執奏といった事実の発見が家職論の地平を切りひらいた。伝統的朝廷権威の形態を取りながら、「將軍や幕府権力こそが家職を保証する權威たりえた」近世的「家職」像が姿を現したのである。<sup>2)</sup>

家職が、慣習的・社会的存在であるだけでなく、政治的に編成された存在であるという指摘は、政治史とも接続する論点を切り

開いた。たとえば、統一政権による公家家職編成の端緒である、文祿二年（一五九三）「諸家々業御沙汰覚」が、家伝の学芸としての家業こそ公家衆の「役」設定の前提条件であることを明文化し、近世的朝廷の姿を規定したものとす位置づけがなされた。<sup>3)</sup>

そこで問題となるのは、朝廷社会内部での特定の技芸・学芸を家職として相伝し教授する公家の「職分」が、その外部において諸集団の特権的位置を認める社会的機能を果たす場合―或いは本来異なる職分に適用される場合―の家職解釈の有りようである。公家家職の外部社会への展開には、「歌学」「筆道」「蹴鞠」のように入門者への「伝授」（書法や紫緒などの形を取る）を伴う門人関係をとりもの、職分に関わる免許・許状を発行するものに大別できよう。後者の家職支配を行う公家（本所と称する）と「職分」を保証される宗教者・職人集団の関係については身分的周縁

論の展開のなかで、多くの事例が見いだされてきた。<sup>(4)</sup>そして、これら両側面において近世後期には身分・地域を超える「社会への広がり」がみられたとされる。この指摘は、公家社会論を近世社会全体に位置づける上で重要な論点となる。<sup>(5)</sup>

では、公家家職が社会的に広がる中で家職の内容はどのように解釈されたのか。本稿では、近世に土御門家が家職とした天文・暦及び陰陽道という領域において「家職」が示す範囲が変動・伸縮したことに注目し、その変化の軌跡を分析する。朝廷内の陰陽道・暦に関わる職掌は、原則的に陰陽頭を勤め、陰陽道・天文道を家職とした土御門家(安倍氏)と、「暦博士」を称し、日時勘文など作成する幸徳井家(賀茂氏)が分掌していた。<sup>(6)</sup>しかし、陰陽道に対する「暦道」の位置づけが曖昧であったうえ、貞享改暦後、幕府天文方を中心とした頒暦制度が確立したことから、それぞれの家職範囲は再定義を迫られた。

この幕府による頒暦制度の確立は、暦のもつ社会的・文化的性格を大きく変化させた。暦の発行は朝廷外部の諸集団―幕府・天文方・暦師ら―が主導する分野となっていた。しかも、古代以来表裏一体のものであった陰陽道と暦・暦道は、洋学知の普及に伴って、次第に分裂を深めていった。<sup>(7)</sup>近世を通じて公家文化として認識され権威的優越性を保ち得た和歌・書道・有職・蹴鞠とは異なる点である。

こうした朝廷内外の諸機関の関係及び天文・暦学という職掌範

囲そのものの変動という問題点をふまえつつ、土御門家の家職と暦道を中心に「家職」に関わる論理の展開を追う。

#### 一 近世暦制度の展開と土御門家

##### 1 貞享改暦前後の暦と土御門家

近世における陰陽道・暦道分掌の問題は、元和期に土御門泰重が幸徳井家を取り立て「暦道」を委ねたことに起因する。近世初期の朝儀復興の動きの中で陰陽道儀式の再興を進めた土御門泰重は、当初、暦道も兼ねよという朝廷の命により「暦算」の稽古を試みた<sup>(8)</sup>が、習熟することはできず、元和二年(一六一六)には南都在住の幸徳井友景に暦の書法を伝授し、暦献上の権限を譲った。幸徳井家は興福寺に付属して南都寺社に日時勘文の上奏を行い、南都の陰陽師として活動していた賀茂氏の分家であった。<sup>(9)</sup>この時期の土御門家は暦道を忌避していたとすら言える。それゆえ、献上暦が日蝕の予知を外した際にも「恥辱」だが「家職」にはあらずと暦道管掌を否定し、責任を逃れていた。<sup>(10)</sup>

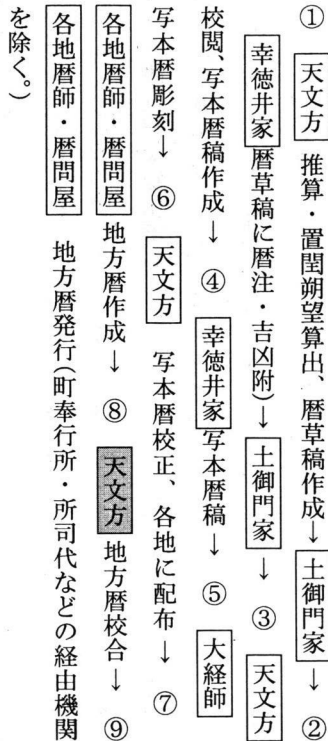
ただし、この段階での暦をめぐる家職とは、本来的には禁裏に進上する暦本の作成を意味し、京暦・三島暦といった民間の暦発行とは直接関らない、あくまで朝廷内部での役割であった。

その後、寛文期に土御門家当主の幼少を理由に陰陽頭の職が幸徳井家に移ると、両家は陰陽師集団―具体的には南都声聞師への衣装裁許権の職分をめぐる争論を起こした。<sup>(11)</sup>

そして、暦をめぐる権限の持つ意味が大きく変化するのが、貞享改暦であった。

貞享改暦では、観測・暦算・作暦を成功させた渋川春海（保井算哲）が新設された幕府天文方の役職に就任した。また、土御門泰福は改暦上奏を行い、年暦の作成については天文方の草稿に基づいて幸徳井家が暦注を記し、全国の暦師への写本暦頒布を行うという制度が確立された。<sup>12)</sup>

### 〔図〕 年暦発行の過程



宝暦改暦〜寛政改暦期間は土御門家が管轄

なお、貞享二年〜元禄八年には④の過程が欠落するなど年代によって異同有り。

ここに、公儀によって編成された版暦制度と、それに基づく暦に関わる職掌が成立したのである。その際、渋川春海が土御門家の門人となったことは、両者の個人的親交に基づく<sup>13)</sup>と、朝廷の造暦権への配慮も含むものと考えられる。以降、天文方は幕府職制に組み込まれたが、土御門家との門人関係は代々継続した。この関係は、暦制上の新たな家職を生成する基礎となった。

なお、これと前後して、渋川春海は、土御門家―幸徳井家―渋川家（天文方）という序列を意識し、「四・五位」の官位補任を出願した<sup>14)</sup>。また、天和三年（一六八三）には「陰陽道支配事、自今以後所仰付安家也、存此旨可令下知諸国給者依天氣執達如件」との霊元天皇綸旨が発給され、土御門家が陰陽道家職を独占し、陰陽道における本所としての地位も確定した。<sup>15)</sup>

このように、貞享前後の時期は、土御門家が陰陽道本所としての地位とともに、造暦においても、天文方を門人とする職掌領域が確定した時期であるといえる。

### 2 宝暦・寛政改暦と暦制度

貞享改暦の際に確立された全国的版暦制度と、それに伴う土御門家・天文方・幸徳井家の職掌の枠組は、原則的に幕末まで継続する。しかし、宝暦改暦から寛政改暦までの期間のみ、例外的な状況が発生していた。

宝暦四年（一七五四）に完成した宝暦暦は、観測の主要部分が

京都で行われたが、土御門泰邦が幕府天文方の西川正休を失脚に追い込むといった人事上の事件や、朝廷勢力が主導した「復古的」事業による造曆水準の低さから科学史上の評価は低い。但し、ここでは、曆制度をめぐる職掌・権限の変化という点からこの改曆が持つ意味を考えたい。

先に述べた経緯により、宝曆新曆は土御門泰邦の著述となったことから、以後土御門家が年曆校正の工程に介入することになった。一件些細な変化であるが、土御門家はこのような作曆制度への介入を根拠に、たとえば左のような形で曆師への「曆学」伝授を開始し、それを各地の曆師の開版の条件とするという形で、曆師への支配を強めた。

〔史料一〕<sup>(16)</sup>

一、此度新曆推歩御伝授之儀、私共三人江御免被為成下、冥加相叶難有奉存候、

一、私共御伝授推歩を以残り拾七人之者共江茂已来一統二曆板下拵致させ申度奉存候、私共二おゐて少し茂勝手ケ間敷儀仕間敷候御事

右之趣宜御披露奉願上候、以上

宝曆七年 丁丑 正月廿六日

飛鳥宮内 印

箕曲主膳 印

松村左京 印

土御門様曆御役所

また、曆法完成後、仙台天文方戸板善太郎ら諸藩の曆方にも曆法「伝授」を行った。

〔史料二〕<sup>(17)</sup>

曆法稿都合拾五卷遣之 如左

安氏曆法稿一部令相伝候、如誓約掟他見堅停止并弟子者勿論雖為一子不許一覽、若一子并其高弟願許可者有之節者、従安家更可令相伝之条、従其方転伝堅不相成事、随而其方生涯之後者、先安家江此書封付二而返入有之、一子相続人江者改而依願可令相伝之条直二被相伝候事者堅停止之事、右被相心得候者請書可被差越候、以上

宝曆八 八月二日 土御門三位

戸板善太郎とのへ

ここでも、宝曆新曆を「安氏（土御門家）」の曆法と称し、曆書の閲覧のために土御門家入門を迫っている。曆法に関わる知識を土御門家に帰属するものとみなすものであった。

こうして、土御門泰邦は、新曆伝授・年曆校正に関わる権限を根拠に、版曆者や曆方への影響力を拡大させていた。<sup>(18)</sup> なお、こうして確立された役職により、土御門家には曆師からの上納金という形での収入が加わるようになった。

一方、朝廷内部では、陰陽頭による宝曆曆の上表が問題となっていた。

〔史料三〕<sup>(19)</sup>

一、土御門治部卿召寄（略）表向上表ハ曆博士之職掌故、貞享度も陰陽頭為曆博士之後見之由、（一条兼厚）圓城寺殿日記御所見候、表向被上表度ハ、曆博士江可被申付候、改曆宣下之事別ニ無之、右之表附兩人被献候ハ、言上候上、被聞食之由可申達候、改曆之事九月上旬ニ可被伺哉否之事、此儀ハ可為所存次第候、日時曆号定之義ハ其節御沙汰之上ならてハ難被計候、新曆書是又附兩人内々可被献候、献上ハ曆号定之前日ニ而も当日ニ而も不苦候、表向束帯躰等ニ而奏達之儀ハ曆博士ニ而無之候而ハ難相成候由申渡、兩人心覚之〇（右之趣）ケ条書相渡、治部御承知、尚又追而令一往可申儀も可有之由也、可為勝手次第答了

本来「曆博士」（幸徳井保壽）こそが改曆上表の任に就くべきであつたにも関わらず、貞享改曆においては土御門泰福が曆博士の「後見」として上表を行つていたことを咎めるものである。曆に關する朝廷儀礼上の権限を土御門家が主張することに故実の面から異議を唱える指摘であつた。土御門家の立場はあくまで貞享改曆後構築された頒曆制度上の権限、及び幕府天文方を門人とする關係に基づくものであつたのである。

しかし、こうした体制は、寛政改曆を機に崩壊する。宝曆曆は、はやくも宝曆十三年（一七六三）の日蝕予知に失敗し、さらに洋学知を背景とした麻田剛立門下の天文学者の台頭によつて新たな曆の導入が図られた。寛政曆は新たに幕府天文方に登用された高

橋至時を中心に作成され、改曆著述の名義も幕府天文方に移つた。結果、土御門家は、年曆の校正という業務を離れることになつたのである。

改曆に伴う権限の縮小を巡つては、所司代からも、土御門家の写本曆取扱が、「家道職掌等ニ拘り候筋」ではないことを指摘し、（20）新曆法の諸藩天文方への伝授も土御門家ではなく、幕府天文方よりの直授によるべきだという判断を示した。（21）土御門泰栄はこれを「以来安家手放之姿ニ相成候故、年曆之儀如何体ニ候哉」「誠ニ家業職掌之所も難相立甚歎ケ敷存候」と、土御門家家職の否定と理解している。（22）

こうして頒曆過程での土御門家の「家職」は否定され、宝曆改曆以前の状態に復した。寛政曆以降、写本曆（曆草）は天文方が、曆注は幸徳井家、調製は大経師が担当し、年曆も幸徳井が朝廷に調進することになった。

なお、文化年間に刊行され近世の公家家職を列挙した『諸家々業記』には、曆・天文に関する職掌は次のように記されている。（23）

#### 〔史料四〕

陰陽道ハ古來賀茂・安倍兩家之職掌に候、賀茂家ハ幸徳井と稱し地下之者に候、安倍家ハ元祖安倍晴明にて當時之土御門家則右晴明之末孫に候、中古より堂上に被相成候、乍去陰陽道之事今以賀安兩家之職掌に相成居候、尤堂上地下之差別有之に依て土御門家ハ陰陽頭に任し幸徳井ハ陰陽助に被任候、

近例年曆をハ幸徳井より調進有之候、乍去幸徳井にてハ曆之中段之文を相定め書加候迄にて一体之曆ハ当時御改曆以来関東にて出来候由、土御門家にも曆之議関係無之と申にても無之、既に已前宝曆御改曆之砌ハ土御門にて出来候事候得共、当时にてハ曆之事ハ強て関係不被致候由、尤関東之天文方等ハ都て彼家之門人に相成候先規之由、被家当時ハ陰陽道を主として天変・地妖等有之節ハ勘文を奉り吉凶を密 奏有之禁中にて御大札被執行候砌ハ御日取時取之議、予め彼家江被仰出勤文を奉らしむ、

「曆」については幸徳井家が管轄し、土御門家は「陰陽道」を主管して曆については「強て関係」せず、関東天文方を門人とするのみ、という構図である。文化年間に書かれた『諸家々業記』のこうした描写は、寛政改曆以降の当該領域に関する正確な認識に基づいていると言えよう。

一方、この段階では、天文方は依然土御門家の門人であり、仙台など一部の藩天文方の入門は存続した。

以上述べてきた近世初期以降寛政改曆後までの展開を整理する。近世初期、土御門家はいったん「曆道」を幸徳井家の家職と認めた。しかし、貞享改曆による幕府天文方新設を機に、天文方を門人とし、公的な作曆制度に関わり、曆の発行にも関わることになった。さらに、宝曆改曆では、土御門泰邦による新曆の著述を根拠に、写本曆の伝達に関わり、年曆の作成に際して各地の曆師の曆

草を校正する役割を果たした。

しかし、寛政改曆以降、幕府天文方による編曆が行われると、土御門泰邦が主張した曆法著述に伴う権限は幕府に移り、土御門家は作曆過程から排除された。幸徳井家においても、その管轄は曆注に限定されることになった。

このように幕府天文方と曆道幸徳井家との関係は、改曆事業・曆学の進展によって変動した。そして曆道という家職にともなう「権限」範囲は寛政改曆における所司代との交渉にみられたように、幕府によって決定されるものであり、公儀版曆制度における土御門家家職は、正統性を欠く不安定なものであったといえる。このような文脈では「天文」「曆」が「陰陽道」に従属するといふ土御門家の主張は必ずしも容れられず、むしろ作曆事業は勘文・天文密奏といった陰陽道的な「曆」の管理とは別個のものと思なされていたのである。

## 二 天文門人と「家職」の展開

### 1 寛政以降の曆学知と土御門家

前章で述べたように、幕府天文方との技術水準の格差が進んだことで、寛政改曆以降の土御門家は、作曆・版曆から排除されていた。

残された幕府天文方との門人関係は、土御門家の家職を天文・曆に結びつける正統性の根拠であった。作曆からの脱落の一方で、

土御門家は「司天家」として、暦・天文の領域を自らの家職―家伝の学芸―であることを改めて主張し続けたのである。こうした側面について、家塾斉政館の活動を通して考えたい。<sup>(24)</sup>

寛政改暦の翌年、寛政二年（一八〇〇）一月に設置されたこの家塾は、当主自身の強い希望により開設され、土御門泰栄自らが『天官書』と『暦学疑問』の講書を行った。<sup>(25)</sup>幕府天文方との格差を認識した上で家職の学問的再興を意図したものと見えよう。斉政館では暦書の会読だけでなく、易占の会なども行われるなど、「陰陽道」全般にわたる知識を扱った点にも特徴がある。

開塾当初の都講には、河野通礼<sup>(26)</sup>のほか、鈴木世孝・小嶋典膳が招かれ、後には皆川亀年らが塾の運営にあたった。

鈴木世孝は<sup>(27)</sup>「儒家・算数玄機・易学」という幅広い分野を修めた漢学的知識人であるが、洋学知に通じた科学者とはいえない。一方、小嶋濤山（典膳）は「数・天文暦算」を専門分野とし、京都の三木流に属する和算家でもあった。<sup>(28)</sup>文化一五年には『仏国曆象辯妄』を著すなど、梵曆批判に功績もあり、多くの洋学者との交流もあった。

このような人員を擁した斉政館では、暦学書・陰陽道書の出版も行われており、『陰陽方位便覧』全三巻や<sup>(29)</sup>『暦学疑問』和刻本全三巻文政三年（一八二〇）・『星圖歩天歌』などが「斉政館蔵版」として出版された。

かれらの学問水準は、同時代の天文学者の中で必ずしも突出し

たものとは言えないが、天文・暦学・和算に関心を持つ各地の暦算家の注目を集め、交流を保つに足る要素を満たしたと言えよう。<sup>(30)</sup>

土御門家に天文・暦学の門人として入門する諸藩藩士・町人の学者はその後も一定数も存在した。その後、天保七年に小出兼政（脩喜）<sup>(31)</sup>が土御門家「師範代」となった。『算法対数表』などの著作を残す、同時代の主要和算家の一人であった。天保期には、小出と関係の深い福田金塘・理軒兄弟も師範代と称し、大坂で塾を開いて実用的啓蒙書を出版するなど、和算と洋算を架橋する数学教育の普及に勤めた。土御門家は上方の町人学者などに一定の影響を保っていたといえる。<sup>(32)</sup>

また、福田理軒は、「司天生」と称し、天文・暦算を学ぶ一町人学者であるとともに、陰陽道組織においても「触頭」職にあった。これはおそらく、福田理軒という個人に限らず、一九世紀においても、天文・暦・陰陽道が連続性をもつ暦算という学知領域として認識されていたことを意味しよう。斉政館もそうした学知的背景の上に成り立っていた。その点が、天保期には、幕府天文方と土御門家家塾関係の暦算家との間で洋学の導入をめぐる決定的な格差として現れたのである。

天保改暦では、京都における観測は全く行われず、高橋景保が翻訳したランデ暦に基づく暦が制定され、作暦の全作業は渋川景祐を中心に江戸で実行された。その際、天文方は土御門との関係を次のように表現している。

〔史料五〕<sup>(33)</sup>

寛政度御改曆之節者天文方之者孰れも土御門家門人二御座候故、同人江從属仕居候二付、上京之上改曆御用相勤候処、當時者私共一同土御門家江入門茂不仕候間、追而御改曆之儀被仰出候而茂、此度者上京不仕御当地二罷在其儘改曆御用相勤申度心得二御座候、

但寛政度御改曆之御曆書二者私共御役名を相認不申、直二天文生何某と相認候処、天保九戌年十一月廿六日御進献二相成候寛政曆五星法統録二者天文方何某と相認候、即土御門家江寛政度者從属仕、當時者隨從不仕之分別二御座候

この近世最後の改曆に至って、既に形骸化していた天文方の門人関係までもが放棄された。天保改曆の全過程の中で土御門晴雄が行い得たのは、『曆理撰述』の禁裏献上・上表にすぎず、その儀礼的手続きをもって「家業相統」の体面を保ったとしている。<sup>(34)</sup>

幕府天文方を除く天文門人の入門は存続したが、公儀作曆制度から疎外され、天文方との門弟関係も断絶した土御門家が門人への曆法伝授を行うことは事実上困難になっていた。

このように、天保改曆によって、土御門家と幕府天文方との門人関係も途絶した。土御門家の曆学における位置は、家塾を拠点とした門人層の活動によって維持されることになる。

2 一九世紀社会と公家家職

従来の科学史的叙述では、陰陽道を家職とする土御門家が天文曆学の門人を抱えていたことは、「伝統的」な律令遺制という視点から説明されていた。<sup>(35)</sup>しかし、ここまで述べてきたように、公儀版曆制度上の権限が決定的な意味をもっていたのである。

一方、寛政期以降、家職の拠点として学館・家塾を置き、門人拡大の基盤とする形態は、神道の白川家などでもみられた。また、科学知の普及によって成長した新たな職能集団にも本所が存在することは、医道・医学を家職とし、医者への許状を発行した典薬頭錦小路家でもみられる傾向であった。

土御門家の曆算門人は、和算・測量諸流で修学し、私塾設置・自著出版を機に土御門家に入門したことに特徴がある。測量・和算家の入門者は、曆算知を陰陽道（天文道・曆道）から派生した領域として捉え、自らの学知的帰属先と見なしたのである。また、一九世紀における「科学知」と本所との結合という動向は、和算諸流の上位に立つ学問的権威による自らの学知の社会的承認という潜在的な需要に支えられていた。

天保期の土御門家家塾学頭小出修喜は土御門家を「数学の水上」と位置づけ、免許や番付の発行など、和算の流派を統合しようとする献策を行った。<sup>(36)</sup>この案は実現には至らなかったが、私塾などの形で学問に関わった民間学者が求める本所像を示すものであろう。こうした本所的存在の潜在的な需要について考える事例として、



学知とは若干性格の異なる事例に拠り、「一九世紀的」展開の特質について考えてみたい。

ここで取り上げるのは、文化十一年から翌十二年にかけて土御門家周辺で持ち上がった「尺指一件」という事件である。その際画策されたのは当時、用途や地域によって区々であった度尺を統一し、秤座に類似する「尺改所」を土御門家が設け、専管するという計画であった。<sup>(37)</sup>

〔史料六〕<sup>(38)</sup>

口上覚

度尺之儀、曲尺・呉服尺・鯨尺之三品有之、各物ニ随ひ取扱  
来候へ共、右制作之儀於国々随意致制作、分厘差有之、人惑  
之候趣承及候、家祖已来天文・地理・陰陽・曆術之業を令相  
伝、度量ニ相携、就中曩祖清明、三種合一之尺を令制作候、  
依之右三種合一之尺を以国々之度尺を相正、專衆人之惑無之  
様改所を相立、右於役所致精正候品を令授与候様致度、尤改  
所之儀ハ家僕浅野正親・養田多仲・大木舎人と申者共江被  
仰付、か様願度右等之存願者右度尺改之余分を以祭壇所永修  
履之助成ニ相成候者、深畏入可存、此段不苦筋二候者、関東  
表江申立度、尤御差支も御座有間敷哉、御時宜之程伺申度偏  
宜御沙汰希入存承候

二月 晴親

右者御所表江差出度、右二付即為内談伝奏方江差出置

ここでは、陰陽頭である土御門家の「家祖以来」の職掌が、「天文・地理・陰陽・曆術之業」だけでなく「度量」も含むという解釈が示されている。地域・用途によって異なる度尺の存在は当時問題になっており、土御門家のねらいには妥当な部分もあろう。

この計画は武家伝奏を介して左大臣近衛基前へ提出されたが、「無用」との回答を得、土御門家の側はさらに「流行之山師同前之義ニ無之段、委敷書付を以右相公江申入候所、宜被聞故、何分不易筋二候へ共、被勘考程候段書付」と再提出を試みたものの受け入れられず、頓挫した。

勿論「清明三種合一之尺」は虚構であり、それによって「尺改所之儀」を関東に申立てることは非現実的であった。しかし、陰陽道の拡大解釈の方向として「天文地理」「度尺」を主張している点は、当時の土御門家が志向した家職の方向性或いは学知との関わりを深める公家社会の方向性を示して興味深い。陰陽師の組織化や曆学・天文門人の糾合といった方向での「家職」の延長線上に、さらに抽象的な社会制度に関わる分野を職分の対象とする試みが存在した。

これらの事例は、本来の家職からの乖離しつつも土御門家が模索した拡大解釈の方向性とその限界を示しているだろう。

おわりに

以上、近世を通じた土御門家と曆道に関わる家職の展開・家職

解釈の拡張と変質をめぐって述べてきた。暦がそもそも土御門家の家職に含まれるのか、暦に関わるどのような範囲が土御門家の家職であるのか、その解釈には変遷がみられたのである。

すでにのべてきたように、筆道・歌学といった伝統的な「公家の学問」とは異なり、天文・暦道は、学問としての発展が家職という枠組みと乖離する傾向にあった。そのなかで土御門家は、天文方や幸徳井家と競合しつつ、公儀版暦体制のうえに家職の基盤を築こうとした。さらに、その体制からの脱落後は、学塾などの活動を通じて家職像を再構築し、様々な方向への展開を模索したのである。

土御門家の場合、陰陽道本所としての排他的な陰陽師支配権は、貞享改暦と同時期に確立していたが、陰陽道本所であることが暦道に関わる権限の根拠であるという主張については、解釈の余地を残しており幕府の版暦事業への関わりや朝廷儀礼上の位置づけの中で、土御門家の権限は、しばしば問い直されるものであった。そうした状況のなかで、科学知の浸透や教育の普及という社会の変化に対応する職掌範囲の拡張がみられた。

寛政期以降の家職の多角化・抽象化の背景に、科学知が普及しながらも暦数・度尺・天文を一連のつながりを持った領域として認識する伝統的学問観の残存を指摘しよう。

以上、本稿では近世における家職範囲の変遷についてのべてきたが、公家家職の歴史的展開を考える前提として、『諸家家業記』

などで言及される近世公家「家職」の成立要因を以下のようにまとめおく。<sup>39)</sup>

① 古代以来の律令官制に由来する職掌―神祇官・陰陽寮

② 家職化した宮中行事・朝廷文化の構成要素―有職・歌道・筆道・蹴鞠・琵琶

③ 中世職人課役・職能民支配―鋳物師など(朝廷だけでなく地域諸権門も本所となる)

勿論、これらがすべて近世家職の歴史的的前提となるわけではなく、近世社会に於いてどのように解釈されたかが問題である。ただ、このように区分したとき、今回取り上げた陰陽道・暦道に関わる土御門家の事例が①③の全ての要素に関わる点、それゆえ本所本来の家業(宮廷陰陽道祭儀)／職能民支配／門人の多層性・重層性が発生したことを指摘し、今後の家職に関する議論の論点の一つとして提示したい。

(1) 西山松之助『家元の研究(西山松之助著作集一)』(吉川弘文館、一九八二年)、石井紫郎『日本国制史研究Ⅱ日本人の国家生活』(東京大学出版会、一九八六年)

(2) 高埜利彦「近世国会における家職と権威」(『日本の社会史

三』(岩波書店、一九八七年)、のち『近世日本の国家権力と

宗教』(東京大学出版会、一九八九年)、山口和夫「家職」(『日

本史大事典二』(平凡社、一九九三年)

(3) 橋本政宣「豊臣政権と公家衆の家職」『書状研究』一一(一九九三年)

(4) 井上智勝「近世の神社と朝廷権威」(吉川弘文館、二〇〇七年)、林淳「近世陰陽道の研究」(吉川弘文館、二〇〇四年) 笹本正治「真継家と近世の鋳物師」(思文閣出版、一九九六年)、西田かほる「近世の身分集団―信濃国における芸能的宗教者」『元祿の社会と文化』(吉川弘文館、二〇〇三年) 他

(5) 山口和夫「近世の家職」『日本通史近世四』(岩波書店、一九九五年)、同「職人受領の近世的展開」『日本歴史』五〇五(一九九〇年)

(6) 古代・中世における「天文道」「曆道」については山下克明「平安時代の宗教文化と陰陽道」(岩田書院、一九九六年)、遠藤珠紀「鎌倉期における曆道賀茂氏の変遷」『鎌倉遺文研究』一五(二〇〇五年) 他

(7) 近世における曆制度と土御門家との関係については、拙著『近世陰陽道組織の研究』(吉川弘文館、二〇〇九年) II部でも言及したが、本稿では家職範囲の変動という論点に即して改めて取り上げる。

(8) 注(5) 山口和夫「近世の家職」、『泰重脚記一』(統群書類従完成会)

(9) 木村純子「中世興福寺と幸徳井家」『日本女子大学大学院文学研究科紀要』九(二〇〇三年)

(10) 『泰重脚記一』(統群書類従完成会) 元和二年八月一日条

(11) 林淳「天文方と陰陽道」(山川出版社、二〇〇六年)、「幸徳井大黒一件」宮内庁書陵部土一八〇

(12) 渡辺敏夫『近世日本天文学史』上・下(恒星社厚生閣、一九八六年)、同『日本の曆』(雄山閣、一九七六年)

(13) ともに山崎闇齋門下で、延宝七年(一六七九)頃より共同して曆の研究を行っていた。

(14) 「明時館叢書」卷四(東北大学附属図書館蔵林文庫二八六二)、林淳「囲碁と天文―渋川春海異聞」『文化史の諸相』吉川弘文館、二〇〇三年)

(15) 宮内庁書陵部土一三三「天和三年徳川綱吉朱印状」では、「諸国陰陽師之支配被勅許畢、家伝之祈禱弥無懈怠可抽精誠之状如件」との文言になっている。

(16) 京都府立総合資料館蔵若杉家文書一一六「曆役所日記」

(17) 若杉家文書一一七「曆方諸向往来日記」宝暦八年九月二日(仙台屋敷京留守居宛) 書状

(18) なお、宝暦改暦以前にも天文修学を望む入門者は存在したが、版曆營業権の維持に伴う強制力を持つ物ではなかった。

(19) 『広橋兼胤公武御用日記五』(東京大学出版会大日本近世史料) 宝暦四年七月廿一日

(20) 若杉家文書二二三「天文曆方往来留」寛政十年六月二二日条(千種様・呼出、所司代切替写) 大経師降屋内匠調進候写

本曆取計方之儀、先達而相尋候上被申立候趣も有之候得共、  
宝曆改曆以前迄者土御門家所知無之儀者、家道職掌等二拘り  
候筋二も不相聞候付、当年・取斗方相改天文方之者・直二幸  
徳井へ相達「」別紙之通二候間、為心得相達候」

(21) 若杉家文書二二三「天文曆方往来留」寛政十年十一月(勸  
修寺前大納言・千種前中納言宛土御門泰栄書状案)

此度新曆法天文方江相伝之儀二付、去年閏七月相願置候趣土  
御門家職掌二拘り候筋二者無之候間、先達而御沙汰之通於関  
東天文方・直授可被仰付、但土御門家職掌之事二候間曆法伝  
授可致旨被仰出候節、天文方・土御門家江一通り申達有之候  
様可被仰付旨之事

一、松平豊後守家来安家門生水間喜藤太曆法伝授之儀、豊後  
守・所望二付相伺置候処、此度者難準宝曆之例候間、土御門  
家・関東天文方へ申達伝授有之候様可致事」

(22) 国会図書館V F 7-876、「寛政改曆御用諸覚書留」寛  
政十年(一七九八)五月廿八日条(武家伝奏宛土御門泰栄願  
書)「大経師降屋内匠調進候写本曆之儀二付、此度從関東申  
来候伝達之趣曲二致承知候、然処右之趣二相成候而者天文方・  
幸徳井・大経師・町奉行所等二而万端取扱相济候二付、以来  
安家手放之姿二相成候故、年曆之儀如何体二候哉、(略)誠  
二家業職掌之所も難相立甚歎ケ敷存候(略)」

(23) 『改定史籍集覽』一七(近藤活版所、一九〇二年)

(24) 齊政館における活動の詳細については拙稿「陰陽道と曆算  
家―一九世紀日本における「科学」知の位相」『新しい歴史  
学のために』二七〇(二〇〇八年)、『近世陰陽道組織の研究』  
所収)参照。

(25) 宮内庁書陵部蔵土一四五『泰栄卿記』寛政十二年十一月七  
日

(26) 内舎人を勤めた地下官人でもあった。明和九年(一七七二)く  
文化七年(一八一〇)著書に「応元曆書」など。

(27) 「平安人物志」嘉永五年(一八五二)版国際日本文化研究セ  
ンターHP平安人物志DB参照

(28) 川上正史「小嶋濤山先生傳」『龍谷史壇』二八(一九四一  
年)

(29) 国文学研究史料館、ヤ五―一〇四。嘉永七年に白井為賀纂、  
福田復校により刊行された同名書は本書に基づく。

(30) 『啓迪算法指南大成』を出版した小野以正・越後直江津の小  
林百哺らが入門した。

(31) 小出脩喜(寛政九年く慶応元年長十郎、脩喜)小出植男『小  
出長十郎先生伝』(非売品、一九一七年)宮城流・関流算法  
修学、和田寧門下、普門に曆法を学ぶ。主著に『演段指南』  
『算法対数表』

(32) 福田金塘(文化三年く安政五年)大坂に貫通齊塾(今橋算  
学校)開設、著書に『算学速成』・『算法早まなび』など。福

田理(文化二二年〜明治二二年)は大坂南本町四丁目に順天堂塾を開設、主著に『順天堂算譜』・『西算速知』など

(33) 東北大学附属図書館林文庫二八五五「改曆御用留」

(34) 若杉家文書一二五「天文曆方御日記」

(35) 前掲注(12)

(36) 東北大学附属図書館岡本写本一〇三三「天保九年小出脩

喜ヨリ土御門家ニ出セシ建議書写」

(37) 林英夫・浅見恵編『守随家秤座文書』(新生社、一九六七年)、林英夫『秤座』(吉川弘文館、一九七三年)秤座は寛文

八(二六六八年)秤については京都の神家・江戸の守随家による「改め」が行われた。また、枡については寛文九年より

京都枡座福井家・江戸枡座樽家が設置された。

(38) 宮内庁書陵部土一〇「晴親卿記」文化十二年二月八日

(39) 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、一九八四年)のほか、豊田武「座の研究『豊田武著作集一』以降、

脇田晴子『日本中世都市論』で展開された座と本所の関係も念頭に置いている。間瀬久美子「被差別集団と朝廷・幕府」

『岩波講座天皇と王権を考える七』(岩波書店、二〇〇二年)